

## 臨時福祉給付金

 市役所2F【問】福祉課(内線289)

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、所得の低い方々を対象に臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給する予定です。

**■給付対象者**  
平成26年度分市民税が課税されない方がご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象となりません。

**※所得未申告の方は給付の対象となりません。**

**■給付額**  
◇給付対象者ひとりにつき1万円  
◇給付対象者の中で次に該当する方は5千円を加算  
・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など  
・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

**※給付金の申請は、6月頃を予定しております。**

**※給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください(市や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることはありません)。**

## 国民年金保険料は前納の口座振替がおトク!

【問】和歌山西年金事務所  
(Tel.073-447-1688)  
健康課(内線516)

国民年金保険料を1年分または半年分、口座振替で前納した場合、納付書で前納するよりも割引額が大きくなります。

また、平成26年4月からは、2年分の保険料を前納できる制度も開始され、割引額は14,000円程度になる予定です。これを機に、ぜひご利用ください。

**■手続きについて**  
預金通帳・金融機関届出印・年金手帳か納付書をご持参の上、2月28日(金)までに郵便局、金融機関または市役所健康課窓口で手続きをしてください。



## 申告相談実施

### 税理士による所得税無料申告相談

【問】湯浅税務署(Tel.63-5351)

- 相談日／2月19日(水)・20日(木)  
◇場所／市役所3階会議室
  - 相談日／2月27日(木)・28日(金)  
◇場所／湯浅納税協会3階会議室
- ※いずれも午前9時30分～正午、午後1時～午後3時30分

### 所得税・市民税申告相談

【問】税務課(内線233)

- 日時／2月21日(金)～3月14日(金)  
午前9時30分～正午、午後1時～午後3時30分  
※土・日を除く
- 場所／市役所3階会議室
- 対象者／白色申告者

- ◆収支内訳書の作成、青色申告、分離所得の申告、住宅関連の控除申告等については税理士相談にご参加ください。
- ◆確定申告に必要な書類等
  - ①印鑑
  - ②所得に関する書類(源泉徴収票、事業に係る収支明細書、支払調書など)
  - ③所得控除に関する書類(医療費の領収書等、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、生命保険料・地震保険料等の控除証明書、寄附金の受領書など)
  - ④還付申告の場合、本人の口座番号がわかるもの(通帳等)

### 市内の事業者の皆様へ

## 設備投資を行った場合には租税特別措置が活用できます

 市役所4F  
【問】経営企画課(内線219)

(平成25年4月1日～平成27年3月31日までに取得したものが対象です)

※取得等とは、取得または製作もしくは建設をいい、建物等は増築、改築、修繕または模様替等のための工事による取得または建設を含む。

**■制度活用に必要な手続き**  
租税特別措置(割増償却)を活用するためには、税務申告時に、申告書類にあわせて、本市が発行する証明書(事業者が行う設備投資が本市の「半島の振興を促進するための産業の振興に関する計画」に適合することの証明)を提出することが必要です。

租税特別措置(割増償却)の活用を希望される場合は、税務申告前に経営企画課までお問合せください。

業種等 事業者の 資本金規模	製造業・旅館業	農林水産物等 販売業・情報 サービス業等	償却率	償却 期間
1,000万円以下	500万円以上の 取得等	500万円以上の 取得等	機械・装置を 導入の場合 普通償却限度 額の32%	5年
1,000万円超～ 5,000万円以下	1,000万円以上の 取得等		建物・附属設 備、構築物導 入の場合 普通償却限度 額の48%	
5,000万円超～	2,000万円以上の 新増設による 取得等	500万円以上の 新増設による 取得等		

本市は、国から半島の振興を促進するための産業振興を推進する地区の指定を受けています。これにより、個人または法人が左記の要件を満たすような、地域の産業振興に資する設備(機械や建物等)を取得した場合に所得税・法人税について、5年間の割増償却が活用できます。

**■取得価額要件等**

## 平成24年度 決算報告

 市役所4F 【問】財政課(内線217)

平成24年度は、東日本大震災を教訓に安全・安心で住み良いまちづくりの施策を第一に、消防庁舎の建設や防災広場・防災道路・交通安全施設の整備などに取り組みとともに、地域ブランドサミット開催など地場産業振興、乳幼児等医療費助成制度の拡充など子育て支援の充実に取り組み、活力あふれる未来のまちづくりの推進に努めました。

一般会計を中心とした普通会計(注)の数値で報告しますと、法人市民税の減少などにより市税が6億2,400万円減、県支出金が3億7,900万円減など歳入全体で17億1,900万円の減少となりましたが、職員給与退職手当の減で人件費が1億1,100万円減、公債費が1億3,800万円減など財政健全化に取り組んだ結果、歳出全体で19億6,800万円の減少となり、実質収支は6億5,800万円の黒字となりました。

(注)普通会計/地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なるため、各団体間の財政比較や統一的な把握ができるよう地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。

### 平成24年度各会計の決算

(単位:千円)

会計区分	歳入	歳出	差引	
一般会計	11,776,222	11,087,528	688,694	
特別会計	国民健康保険	4,622,951	4,555,177	67,774
	初島財産区	5,266	3,761	1,505
	同和对策関連住宅新築資金等貸付事業	35,359	35,359	0
	漁業集落排水事業	55,178	55,156	22
	介護保険	2,717,706	2,650,038	67,668
	後期高齢者医療	689,739	684,310	5,429
	合計	8,126,199	7,983,801	142,398

企業会計	上水道事業	収益的	500,015	482,005	18,010
		資本的	0	220,007	△220,007
病院事業	病院事業	収益的	2,837,826	2,801,624	36,202
		資本的	195,505	301,427	△105,922

### 健全化判断比率の公表

(単位:%)

区分	実質赤字比率 (一般会計の赤字割合)	連結実質赤字比率 (すべての会計を合算した赤字割合)	実質公債費比率 (一般会計における借金の実質負担割合)	将来負担比率 (一般会計において将来負担すべき借金の割合)
健全化判断比率	—	—	14.2(△1.1)	48.7(△13.1)
*早期健全化基準	13.88	18.88	25.0	350.0
*財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

### 【公営企業】

区分	上水道事業	病院事業	漁業集落排水事業
資金不足比率	—	—	—
*経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

(注) 赤字や資金不足がない場合「—」と表示。( )内は23年度数値との増減。  
\*早期健全化基準や経営健全化基準を超えると、健全化計画の策定が義務づけられ、財政再生基準を超えると、財政再生団体として国の関与を受けて財政の再建に取り組むことになります。

## 有田市高齢者日常生活実態把握調査

 市役所2F【問】介護保険課(内線281)



本市では、平成27年度からの介護保険事業の円滑な実施のため、第6期有田市介護保険事業計画及び老人福祉計画を策定します。

この先立ち、高齢者の日常生活、健康状態、社会参加の状況などを把握し、介護保険や介護予防、その他の高齢者福祉サービスの参考とするため、『有田市高齢者日常生活実態把握調査』を実施します。

今後の本市における高齢者福祉・介護保険サービスの充実を図る大切な調査となりますので、ご協力ください。ますようお願いいたします。

**■調査対象者**  
市内在住65歳以上の高齢者1,500名(無作為抽出)

**■配布/郵送**  
同封の返信用封筒によりご返送願います(切手不要)

**■提出期限**  
2月28日(金) 必着